

広島県耕作放棄地再生利用推進協議会事務処理規程

平成20年12月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、広島県耕作放棄地再生利用推進協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務を行うものとし、事務局長を事務の責任者とする。

- (1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務
- (2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務
- (3) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金に係る事務

2 前項の事務責任者は、当該事務に係る広島県耕作放棄地再生利用推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務に係る広島県耕作放棄地再生利用推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1918号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成23年11月21日付け23農振第1924号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、広島県耕作放棄地再生利用推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

平成21年4月28日一部改正。

平成24年4月26日一部改正。